





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月29日(金) 第9871号

■ 目 次

規則	ペーシ
○群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課) 告 示	2
○知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	1 1
○道路の区域変更(道路管理課)	1 1
○同	1 2
○同	1 2
○道路の供用開始(同)	1 2
○同	1 3
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課)	1 3

規

則

群 :馬県屋外広告物条例施行規則の 令 和三年一月二十九日 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県規則第六号

|馬県屋外広告物条例施行規則(昭和四十四年群馬県規則第三十三号)| 群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 0) 部 を次

同欄イ中「圏まで」の下に「及び二の項の□から出まで」を加え、同欄中ニをへとし、まで」を「一の項の□から圏まで、二の項の□から出まで及び三の項の□」に改め、別表第一の二の五の項□の表下欄中「一の項の□から圏まで及び二の項の□から出 ハをホとし、口をハとし、その次に次のように加える。 、では、これでは、これであり、かつ、光源の点滅がないものに限る。)一面の表示面積の二分の一以内であり、かつ、光源の点滅がないものに限る。)が五色以内であり、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されている □ □ 0 項の □ に規定する道路に向けて自家広告物(使用する色(無彩色を除□ □ 0 項の □ に規定する道路に向けて自家広告物(使用する色)

は設置することが明らかな場合ロー主として三の項の口に規定する道路以外の道路に向けて広告物等を表示し、別表第一の二の五の項口の表下欄イの次に次のように加える。を表示し、又は設置する場合

一面の表示面積の二分の一以内であり、光源の点滅がないものであり、かつ、建く。)が五色以内であり、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されているト 三の項の口に規定する道路に向けて案内誘導広告物(使用する色(無彩色を除別表第一の二の五の項口の表下欄に次のように加える。 植広告物であるものに限る。)を表示し、又は設置する場合

の表下欄ハーを「一の長下闌トーこ女り、司質ココン・コン・「・」」工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項中口ニを口へとし、同項口ハの表中「一丁素規格」を「1050m(このჰ中「一の表下欄二」を「一の表下欄へ」に、「日本 □の表下欄口」を「□の表下欄ハ」に改め、同項中□口を□ハとし、同表の次に次表下欄ハ」を「□の表下欄ホ」に改め、同項中□ハを□ホとし、同項□口の表中 別表第一の二の五の項口二の表中「一の表下欄二」を「一の表下欄へ」に、 表を加える。 の表下欄口」を 「一の表下欄 同項中口口を口ハとし、

 \mathcal{O}

一の表下欄ニの場合

告す 物を 等の	広告物	
壁面広告物	屋上広告物	物等の種類
告自 物家 等広	自家広告:	区分
さ等広 の告 高物	物 等	ガ
ル以下 上端の地上からの高さは、八メート	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	特例基準

_						•								
	告すを建 物る利築 等広用物			告すを建 物る利築 等広用物	広告物等	別表第一	アドバル	アーチウ		示電 板 等 掲	告建場び敷建 物植内駐地築 広の車及物			
			壁面広告物	屋上広告物	物等の種類	一の表下欄口のの二の五の項口	レーン	チ広告物	るもの に建植えす は路の沿線	もの 用す物 の 用す が り り り り り り り り り り り り り り り り り り	広告板及び なまなひび	突出広告物		
		以告自 外物家 等公	告 物 等 広	以 り り り り 家 広 告 ま た き っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	区分	の場合の表の	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	告自 物家 等広	告自 物家 等広		
	さ等広 の告 高物	積表 示 面	さ等広 の告 高物	告 物 等 及	分	分	ガ	次に次の	物等	物等	物 等	物 等	さ等広 の告 高物	さ等広 の告 高物
	上端の地上からの高さは、十メート	つ、一面三・三平方メートル以下当該壁面面積の三分の一以下、か当醛面における表示面積の合計は、	上端の地上からの高さは、十メート	ならない。 ならない。 工生物等を表示し、又は設置しては	特例基準	一表を加える。	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	ならない。 ならない。 と表示し、又は設置しては	ならない。 ならない。 と表示し、又は設置しては	ル以下 上端の地上からの高さは、八メート	ル以下上端の地上からの高さは、八メート		

又

三 次に掲げる区域(一に規定西毛広域幹線道路景観誘導地域

(□に規定する道路から展望できる区域に限る。)

ローを「六の頃」 別表第一の二	アーチ広告物	るに道も建路	示板等 板等 を建築 の利	た	太の等び道 吉建沿第 物植線道 広広生到 広生到	物植片	易び敷建 対駐 数 対車 及 広生		突山
一 中 五 表 の	420	を を を 植の 治 は ま は れ れ れ れ れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ	が利物を 用す敷む る	告 塔 及 び る が る が る か ら	告告を表でいる。		告格及び		突出広告物
項を六の項とよび自家広告物	以 外 自 家 広 告	外自 家 広告	外自 家 広 告	外自 家 広 告	外自 家 広 告	外自家広告	告自 物家 等広	外自 家広告	告自 物家 等広
た。	告 物 等 等 及	1 物 等 以	1 物 等 以	1 物 等 以	1 物 等 以	1 物 等 以	さ等広 の告 高物	1 物 等 以	さ等広 の告 高物
を引つ負力をバココ Tin フラー フラー ならない。 ならない。	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	ならない。 ならない。 と、又は設置しては	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	上端の地上からの高さは、十メート	ならない。 広告物等を表示し、又は設置しては	ル以下 上端の地上からの高さは、十メート

ら百メートル以内の区域 同市安中三丁目字谷津二千六百四十七番の一地先までの区間の道路の中心線か、県道下里見安中線のうち安中市下秋間字吉ヶ谷津四千四百五十九番地先から

和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項又は高速自動車国道法(昭和三十道路又は連結路のうち、供用が開始されていない部分については、道路法(昭備考 一の項の口から圏まで、二の項の口から出まで及び三の項の口に規定する 二年法律第七十九号)第七条第一項の規定により縦覧に供された図面(当該図 予定地とする。 面に変更があったときは、その変更後のもの)に記載された道路又は連結路の

様式第十二号から別記様式第十四号まで及び別記様式第十六号から別記様式第十九号別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第七号から別記様式第九号まで、別記 までの規定中「 に改める。

別記様式第二十三号を次のように改める。別記様式第二十号の四及び別記様式第二十二号中「石」を削る。

3

別記様式第23号(規格A4)(第27条関係)

(第1面)	群馬県証紙				
	貼付欄				
	<i>年</i> 日				

群馬県知事あて

住所 氏名 法人にあっては主たる事務所の所在地、商 号又は名称及び代表者の氏名 担当者名() 電話番号()

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、群馬県屋外広告物条例第32条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

	4r +a	※登録番号	群広()第	号	
登録の種類	新規	※登録年月日	年	月 日	
	更新	※登録有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
7リ ガナ 氏 名 及び生年月日					
法人にあって 又は名称、代 氏名及び生年	表者の	生年月日 法人・個人の別			
住	所	郵便番号(-	-)		
【法人にあっては主た る事務所の所在地 】 電話番号()			-		
主たる業務	の内容				

以下の欄には記入しないでください。

受付欄		手数料		

(第2面)

1 群馬県の区域内 において営業を行 う営業所の名称及	営業所の ^{フリ ガナ} 名 称	営業所の所 (郵 便 番			電話番号		
び所在地							
2 業務主任者の氏 名、資格及び所属 する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏	名	資格名及び 交付番号等	摘要		
3 法人である場合 の役員(業務を執 行する社員、取締	職	名		フリ 氏	ガナ 名		
役、執行役又はこ れらに準ずる者。 以下同じ。)の職							
名及び氏名							
4 未成年者である 場合の法定代理人 の氏名、商号又は	フリ ガナ 氏 名 及び生年月日						
名称及び住所	法人にあっては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日	生年月日 法人・個人の別					
	住 所 「法人にあっては 主たる事務所の	郵便番号(_ ;)			
	所在地	電話番号() –				

(第3面)

5 法定代理人が法 人である場合のそ の役の職名及び氏 名	職 名		工リ氏	名
6 他の地方公共団 体における登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録(届出)年 月 日	登録(届出)番号
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出	·	
7 所属する屋外広 告業の事業者団体				

備考

- 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに 丸印を付すこと。
- 3 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 5 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能検定 合格者、職業訓練修了者(広告美術仕上げに係るもの)等の別及び交付番号等を記入すること。
- 6 「群馬県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う 営業所を全て記入すること。
- 7 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、 全て記入すること。
- 8 群馬県証紙が複数枚にわたる場合は、この申請書の裏面に貼付すること(この用紙を片面利用する場合は、第1面の裏面に貼付すること。)。
- 9 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書の裏面に貼付すること(この用紙を片面利用する場合は、第1面の裏面に貼付すること。)。

別記様式第二十五号の三を次のように改める。別記様式第二十五号中「かりがな」を「フリガナ」に改め、「臼」を削る。別記様式第二十四号中「臼」を削る。

別記様式第25号の3 (規格A4) (第27条の3関係)

(第1面)

年 月 日

群馬県知事あて

住所 氏名

> 法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は 名称及び代表者の氏名

担当者名(電話番号(

屋外広告業登録事項変更届出書

群馬県屋外広告物条例第32条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	群広(() 第	号
登録年月日		年 月	日
大 氏 名 及び生年月日 法人にあっては商号又 は名称、代表者の氏名 及び生年月日			
住所	郵便番号(-)	
【 法人にあっては主たる 事務所の所在地	電話番号()	_	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び住所 法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地でに役員の氏名			

(第2面)

5 業務主任者の氏名及び 所属する営業所の名称		
変更理由		

- 備考 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれかに該当するものに丸印を付すこと。
 - 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

以下の欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄						

		写真	车		写真	
4 技主	、「第2種電気主任技者」や「第三種電気主	種電気主任技術者」以、「第「第3種電気主任技術者」や	を「第一巻」に、	第1種電気主任技術者」を「第-を「第二種電気主任技術者」に、を「第二種電気主任技術者」に、者」に改める。 様式第二十八号中	「	→ →
_	領収済証明書を裏面に		手数料を納た	※払込書により手数料を納付した場合は、 貼付すること。	群馬県証 紙貼付欄 (消印しな いこと。)	
	(1 ())	(どちらかに0をつける	勤務先(ど)	現住所 • 貰	泛 送 村 先	
	代表者名 () —	電話番号 ()名称	(〒 − 所在地	勤務先	
L					「を] 	٠.
_					群馬県証 紙貼付欄 (消印しな いこと。)	
				に、	を「フリガナ」	J2.
		c m × 4. 5 c m	ယ •	5 c m	4 c m×	
<u>_</u>	ひ、「ふりがな」	写真 上半身脱帽、最近6ヶ月 以内のもの	工半身脱帽 以内のもの	最近6か	写真 上半身脱帽、 月以内のもの	
	「かりがな」を「フリガナ」に改める。		「野」を削り、	別記様式第二十六号中別記様式第二十五号の四中	「 別記様式第 別記様式第	

6か月以内のもの 上半身脱帽、最近 $4 \text{ cm} \times 5 \text{ cm}$ を 以内のもの 上半身脱帽、最近6ヶ月 ω • $5 \text{ cm} \times 4$. 5 c m に改め、 「印」を削り、

出されている申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定により提1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。 附 則 「かりがみ」を「フリガナ」に改める。

■ 告 示

◎群馬県告示第16号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 失効する知事指定薬物の名称

 - (2) メチル= [1-(4-7)(4-7)(1+1)] -1+1 -1
 - (3) (8R) 1 (シクロプロパンカルボニル) N, N ジエチル 6 メチル 9, 10 ジデヒドロエルゴリン 8 カルボキサミド (通称名1 c P L S D) 及びその塩類
 - (4) メチル= 3 メチルー2 [1 (ペントー4 エンー1 1 H —
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

- 3 指定が効力を失う日 令和3年2月1日
- 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道	前橋玉村線	前橋市宮地町335番の6地先から同 市房丸町118番の2地先まで	前	27.0	47.0
			後	27.0~41.8	47.0

◎群馬県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道		高崎市吉井町神保字下河原64番の1地先から同市同字下堰1126番の4	前	5. 8~9. 5	460.9
	形	地先まで	後	9. 0~9. 8	460.3

◎群馬県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道		桐生市梅田町二丁目307番の1地先	前	9.6~12.6	61.7
		から同市同308番の2地先まで	後	10. $1 \sim 15. 7$	61.7

◎群馬県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日

県道	桐生田沼線	桐生市梅田町二丁目307番の1地先から同市同308	令和3年1月29日
		番の2地先まで	

◎群馬県告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	会場鬼石線	藤岡市上日野字上平294番の3地先から同市同字同2 86番の2地先まで	令和3年1月29日

◎群馬県告示第22号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和2年11月30日から適用する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山 本 一 太

「木部米郎 邑楽郡邑楽町大字中野 4 4 5 7 — 5 (角屋商店)」を 「木部米郎 邑楽郡邑楽町大字中野 4 4 5 7 邑楽館林農業協同組合 邑楽郡邑楽町大字

-5 (角屋商店) 中野4608-1 (邑楽支所)」 に改める。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111